

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―六―九三

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一 適用区分表（第一条第一項―第三項関係）	別表第一 適用区分表（第一条第一項―第三項関係）

勤務箇所	職 員	調整数
一 会計検査 院、人事 院、内閣官 房（内閣サ イバーセ キュリテイ センターを 除く。） 内閣府、宮 内庁、公正 取引委員 会、警察	サイバーセキュリティ の確保、情報システム の整備若しくは管理又 はこれらと併せて行わ れる事務の運営の改善 及び効率化に関する業 務に直接従事すること を本務とする職員（人 事院の定める者に限 る。）	一

勤務箇所	職 員	調整数
一 会計検査 院、人事 院、内閣官 房（内閣サ イバーセ キュリテイ センターを 除く。） 宮内庁、公 正取引委員 会、警察 庁、カジノ	サイバーセキュリティ の確保、情報システム の整備若しくは管理又 はこれらと併せて行わ れる事務の運営の改善 及び効率化に関する業 務に直接従事すること を本務とする職員（人 事院の定める者に限 る。）	一

庁、カジノ	管理委員	会、金融	庁、消費者	庁、デジタ	ル庁、総務	省、法務	省、出入国	在留管理	庁、外務	省、財務	省、国税	庁、文部科
-------	------	------	-------	-------	-------	------	-------	------	------	------	------	-------

管理委員	会、金融	庁、消費者	庁、デジタ	ル庁、総務	省、法務	省、出入国	在留管理	庁、外務	省、財務	省、国税	庁、文部科	学省、厚生
------	------	-------	-------	-------	------	-------	------	------	------	------	-------	-------

少年刑務		二 刑務所、	一の二、一の 四（略）	学省、厚生 労働省、農 林水産省、 林野庁、経 済産業省、 国土交通 省、環境省 及び原子力 規制委員会
(3) ・ (4) (略)	(1) ・ (2) (略)		(略)	
三	(略)		(略)	

少年刑務		二 刑務所、	一の二、一の 四（略）	労働省、農 林水産省、 林野庁、経 済産業省、 国土交通 省、環境省 及び原子力 規制委員会
(3) ・ (4) (略)	(1) ・ (2) (略)		(略)	
三	(略)		(略)	

所、拘置	所、少年院	及び少年鑑	別所			三〇六の二	(略)	七 国立ハン	セン病療養	所
(5) 薬剤師	(6) 栄養士及び管理栄養士	(7) (略)	(8) 看護師長、看護師及び准看護師(7)に掲げる者を除く。	(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(1) (3) (略)	(4) (8) (略)	(9) 栄養士及び管理栄養士
			二	(略)	(略)	(略)		(略)	二	

所、拘置	所、少年院	及び少年鑑	別所			三〇六の二	(略)	七 国立ハン	セン病療養	所
(5) 薬剤師及び栄養士	(新設)	(6) (略)	(7) 看護師長、看護師及び准看護師(6)に掲げる者を除く。	(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(1) (3) (略)	(4) (8) (略)	(9) 栄養士
			二	(略)	(略)	(略)		(略)	二	

	八 国立医薬 品食品衛生 研究所	
養士 (10) (略)	(11)・ (12) (略)	(1) 感染症の予防及び 感染症の患者に対す る医療に関する法律 (平成十年法律第百 十四号) 第六条に定 める感染症の病原体 その他の危険な病原 体(以下「危険な病 原体」という。)又 は危険な病原体に汚
		一 (略)

	八 国立医薬 品食品衛生 研究所及び 国立感染症 研究所	
(10) (略)	(11)・ (12) (略)	(1) 感染症の予防及び 感染症の患者に対す る医療に関する法律 (平成十年法律第百 十四号) 第六条に定 める感染症の病原体 その他の危険な病原 体(以下「危険な病 原体」という。)又 は危険な病原体に汚
		一 (略)

者リハビリ		十 国立障害	九 (略)	
(13) ～ (15) (略)	(1) ～ (12) (略)			染された病変組織そ の他の物件を直接取 り扱う業務に従事す ることを常例とする 病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に 従事することを主た る職務内容とする職 員（人事院の定める 者に限る。）
一	(略)			

者リハビリ		十 国立障害	九 (略)	
(13) ～ (15) (略)	(1) ～ (12) (略)			染された病変組織そ の他の物件を直接取 り扱う業務に従事す ることを常例とする 病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に 従事することを主た る職務内容とする職 員（人事院の定める 者に限る。）
一	(略)			

十一 国立障	める病院 人事院の定 く。）及び 施設を除 障害児入所 国立福祉型 保養所及び 明寮、国立 局の国立光 （自立支援 センター ション	(16) 調理の実習指導の ため入所者に直接接 することを常例とす る栄養士及び管理栄 養士	(17) (略)
(1) (略)			
(略)			

十一 国立障	める病院 人事院の定 く。）及び 施設を除 障害児入所 国立福祉型 保養所及び 明寮、国立 局の国立光 （自立支援 センター ション	(16) 調理の実習指導の ため入所者に直接接 することを常例とす る栄養士	(17) (略)
(1) (略)			
(略)			

害者リハビ	(2) 〓 (4)	(略)	一
リテーショ	(5)	調理の実習指導の	
ンセンター		ため入所者に直接接	
自立支援局		することを常例とす	
国立光明寮		る栄養士及び管理栄	
	(6)	養士	
	(略)		
十二 国立障	(1) 〓 (7)	(略)	(略)
害者リハビ	(8)	(略)	一
リテーショ	(9)	調理の実習指導の	
ンセンター		ため入所者に直接接	
自立支援局		することを常例とす	
国立保養所		る栄養士及び管理栄	

害者リハビ	(2) 〓 (4)	(略)	一
リテーショ	(5)	調理の実習指導の	
ンセンター		ため入所者に直接接	
自立支援局		することを常例とす	
国立光明寮		る栄養士	
	(6)	(略)	
十二 国立障	(1) 〓 (7)	(略)	(略)
害者リハビ	(8)	(略)	一
リテーショ	(9)	調理の実習指導の	
ンセンター		ため入所者に直接接	
自立支援局		することを常例とす	
国立保養所		る栄養士	

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(略)	十三 ～ 二十二	
	(略)	(10) (略)
	(略)	
(略)	十三 ～ 二十二	
	(略)	(10) (略)
	(略)	

養士